

福岡県公報

令和 2 年 7 月 21 日
第 121 号

目 次

告 示 (614号-620号)

○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 1
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3

公 告

○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) …………… 3
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) …………… 3
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) …………… 3
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) …………… 4
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(自然環境課) …………… 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 4
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) …………… 5
○福岡県障がい者リハビリテーションセンターの指定管理者の募集	(障がい福祉課) …………… 5
○福岡県立飯塚研究開発センターの指定管理者の募集	(新産業振興課) …………… 6
○福岡県建設技術情報センターの指定管理者の募集	(企 画 課) …………… 8

○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 9
○クリーニング業法に基づく研修の指定	(生活衛生課) …………… 9
○クリーニング業法に基づく講習の指定	(生活衛生課) …………… 10

労働委員会

○福岡県労働委員会あっせん員候補者名簿について	(労働委員会事務局調整課) …………… 10
-------------------------	------------------------

内水面漁場管理委員会

○筑後川における水産動物の採取禁止区域及び採捕禁止期間	(漁業管理課) …………… 11
○令和 2 年度魚種別増殖目標数量	(漁業管理課) …………… 11

再 掲

○災害救助法による救助の開始	(福祉総務課) …………… 13
----------------	------------------

告 示

福岡県告示第614号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和 2 年 7 月 21 日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（国有林及び重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成 5 年 4 月 13 日 農林水産省告示第387号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第615号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年7月21日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

豊前市大字馬場690、887の1、888、908の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第616号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県 道	大久保 行橋 線	前	行橋市大字上稗田131番先から 行橋市大字上稗田365番先まで	5.8 ～ 25.6	67.0
			後	行橋市大字上稗田131番先から 行橋市大字上稗田365番先まで	5.8 ～ 8.9	67.0

福岡県告示第617号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県 道	稲 童 新田原 停車場 線	前	行橋市大字稲童2428番先から 行橋市大字稲童2559番1先まで	5.6 ～ 7.8	330.0
			後	行橋市大字稲童2428番先から 行橋市大字稲童2559番1先まで	9.8 ～ 13.9	330.0

福岡県告示第618号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 7 月 21 日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県 道	飯 塚 間 線	前	宮若市沼口840番 1 先から 宮若市沼口755番 5 先まで	7.0 ～ 22.0	340.0
			後	宮若市沼口840番 1 先から 宮若市沼口755番 5 先まで	7.0 ～ 85.0	340.0

福岡県告示第619号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 7 月 21 日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県 道	中 宮 間 線	前	鞍手郡鞍手町大字上木月294番 1 先から 鞍手郡鞍手町大字小牧1717番 1 先まで	8.9 ～ 9.1	13.5
			後	鞍手郡鞍手町大字上木月294番 1 先から 鞍手郡鞍手町大字小牧1717番 1 先まで	11.6 ～ 11.7	13.5

福岡県告示第620号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 2 年 7 月 21 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 7 月 21 日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
直 方	中 宮 間 線	鞍手郡鞍手町大字上木月294番 1 先から 鞍手郡鞍手町大字小牧1717番 1 先まで

公 告**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 2 年 7 月 21 日

福岡県知事 小 川 洋

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
大木町土地改良区	令和 2 年 7 月 9 日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 2 年 7 月 21 日

福岡県知事 小 川 洋

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
筑後東部第 2 期土地改良区	令和 2 年 7 月 9 日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定に基づき、次の土地改良区の

定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年7月21日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
行橋市御清水池土地改良区	令和2年7月9日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年7月21日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
前田土地改良区	令和2年7月9日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

令和2年7月21日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

環境省が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定による手続を実施して定めた「自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令（令和元年環境省令第12

号）」と実質的に同一の基準を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 施行期日

令和2年7月21日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年7月21日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市行事六丁目165番4から165番28まで、166番2から166番7まで、171番3から171番5まで及び176番6から176番8まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

行橋市行事六丁目5番38号
株式会社ナンバ開発
代表取締役 難波 直紀

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年7月21日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町志免中央一丁目959番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡志免町片峰一丁目5番12-105号
近村 優次、近村 七重

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年7月21日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	認可年月日
宮若市金生土地改良区	令和2年7月9日

公告

福岡県障がい者リハビリテーションセンターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年7月21日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県障がい者リハビリテーションセンター	古賀市千鳥三丁目1番1号

2 予定される指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件を全て満たしていること。

- 福岡県内に事務所又は事業所を置く社会福祉法人であること。
- 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

4 指定管理者が行う業務

- 障がい者の自立訓練その他必要な支援の実施に関する業務
- 高次脳機能障がい支援事業に関する業務
- 福岡県障がい者リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）の諸施設の維持及び保守に関する業務
- (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められた者を、指定管理者として指定する。

- 事業計画の内容が、センターを利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。
- 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。
- 6 指定の手続等
- (1) 申請
- 指定管理者の指定を受けようとする者は、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。
- ア 事業計画書
- イ 法人の事業及び活動内容に関する書類
- ウ 法人の財務状況に関する書類
- エ その他知事が必要と認める書類
- (2) 申請書等の提出期間
- 令和2年7月21日（火）から令和2年9月18日（金）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで
- (3) 指定管理者の指定
- 知事は、(1)の申請のあった者の中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (4) 募集要領
- 指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から令和2年9月18日（金）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。
- (5) 説明会の開催
- ア 日時
- 令和2年8月4日（火） 午後2時00分から
- イ 場所
- 福岡県障がい者リハビリテーションセンター（古賀市千鳥三丁目1番1号）
- 7 その他
- 県は、指定管理者とセンターの管理に関する基本協定を締結し、管理運営に要する

経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

- 8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先
- 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県福祉労働部障がい福祉課企画管理係（行政棟南棟2階）
電話 092-643-3262 ファクシミリ 092-643-3304
E-mail shogai@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県立飯塚研究開発センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年7月21日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県立飯塚研究開発センター	飯塚市大字川津680番地41

- 2 予定される指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消すことがある。

- 3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県立飯塚研究開発センター（以下「センター」という。）の利用の許可に関する業務

(2) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務

(3) センターを拠点として行う研究開発の支援、産学官交流等に関する業務

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを、指定管理者として指定する。

(1) 事業計画の内容が、センターを利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務

に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

(4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

令和2年7月21日（火）から令和2年9月18日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から令和2年9月18日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

現地において、下記のとおり公募説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）を参照のこと。

ア 日時

令和2年8月3日（月）午後2時00分から午後4時00分まで

イ 場所

飯塚研究開発センター（飯塚市大字川津680番地41）

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県商工部新産業振興課管理班

電話 092-643-3445 ファクシミリ 092-643-3245

E-mail shinsangyo@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県建設技術情報センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年7月21日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県建設技術情報センター	糟屋郡篠栗町大字田中315番地の1

2 予定される指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからクのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当す

る者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県建設技術情報センター（以下「センター」という。）の利用の許可に関する業務

(2) センターの使用料の徴収に関する業務

(3) 建設資材に関する各種の試験の実施及び当該試験の手数料の徴収に関する業務

(4) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も

効果的に達成することができるものと認めたものを、指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 収支計画書

ウ 団体の事業及び活動内容に関する書類

エ 団体の財務状況に関する書類

オ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

令和2年7月21日（火）から令和2年9月18日（金）まで（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から令和2年9月18日（金）まで（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

令和2年8月4日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

イ 場所

福岡県建設技術情報センター（糟屋郡篠栗町大字田中315番地の1）

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県県土整備部企画課指導係

電話 092-643-3645 ファクシミリ 092-643-3646

E-mail dokikaku@pref.fukuoka.lg.jp

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年7月21日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（用地測量、基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
行橋市、築上郡築上町、京都郡みやこ町	令和2年6月26日から 令和2年8月31日まで

公告

次の研修をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定に基づく研修として指定したので、公告する。

令和2年7月21日

福岡県知事 小 川 洋

- 主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8番2号
- 研修申込の窓口となる団体の名称及び所在地
公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター
福岡市博多区千代一丁目2番4号
電話番号092-651-5115
- 申込受付期間
令和2年7月31日から令和2年9月15日まで
- 研修の科目及びレポート課題
衛生法規及び公衆衛生
洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理
繊維及び繊維製品
- 受講料
5,000円
- その他
主催者は、受講定員及びレポート提出締切について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

公告

次の講習をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定に基づく講習として指定したので、公告する。

令和2年7月21日

福岡県知事 小 川 洋

- 主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目8番2号

- 研修申込の窓口となる団体の名称及び所在地
公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター
福岡市博多区千代一丁目2番4号
電話番号092-651-5115
- 申込受付期間
令和2年7月31日から令和2年9月15日まで
- 講習の科目及びレポート課題
衛生法規及び公衆衛生
洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理
繊維及び繊維製品
- 受講料
4,500円
- その他
主催者は、受講定員及びレポート提出締切について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

労働委員会**公告**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者を、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定に基づき、次のように公示する。

令和2年7月21日

福岡県労働委員会会長 山 下 昇

氏 名	現 職 等	備 考
上 田 竹 志	九州大学大学院法学研究院教授	現公益委員
大 坪 稔	九州大学大学院経済学研究院教授	同上

徳 永 響	弁護士	同上
所 浩 代	福岡大学法学部教授	同上
服 部 博 之	弁護士	同上
森 裕 美 子	弁護士	同上
山 下 昇	九州大学大学院法学研究院教授	同上
隈 本 泰 清	U Aゼンセン福岡県支部顧問	現労働者委員
桑 原 忠 志	日本労働組合総連合会福岡県連合会総務局長	同上
鳥 添 幹 子	自治労福岡県本部特別執行委員	同上
高 田 章 男	全日本運輸産業労働組合福岡県連合会書記長	同上
堂 原 弘 志	九州電力労働組合北九州支部執行委員長	同上
吉 村 淳 治	自動車総連福岡地方協議会議長	同上
有 馬 紀 顕	福岡県経営者協会専務理事	現使用者委員
熊 手 艶 子	税理士法人くまで会計事務所代表社員税理士	同上
竹 内 直 行	(株)井筒屋本店C S統括部マネージャー	同上
谷 川 由 利 子	総合メディカル(株)取締役常務執行役員	同上
樋 口 和 光	九州電力(株)人材活性化本部部長	同上
宮 田 克 彦	博多バスターミナル(株)代表取締役社長	同上
和 田 金 也	(株)岩田屋三越取締役執行役員総合企画部長	同上
後 藤 裕	弁護士	前公益委員
南 谷 敦 子	弁護士	同上
上 野 茂 伸	元日本労働組合総連合会福岡県連合会特別執行委員	前労働者委員
松 岡 嘉 彦	福岡県経営者協会顧問	前使用者委員
武 濤 研 二 郎	福岡県労働委員会事務局長	
内 田 直 子	福岡県労働委員会事務局次長(兼)調整課長	
山 本 隆 二 郎	福岡県労働委員会事務局審査課長	

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び採捕禁止期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県内水面漁業調整規則第43条に基づく試験研究等の場合の採捕については、この限りでない。

令和2年7月21日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 勝 良

1 禁止期間

1月1日から12月31日まで

2 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市安武町大字武島、筑後大堰軸を基線として、基線の上流300メートルから基線の下流300メートルまでの福岡県の区域

3 指示の有効期間

令和2年8月1日から令和7年7月31日まで

福岡県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第130条第3項の規定に基づき、第5種共同漁業権の免許にかかる令和2年度魚種別増殖目標数量を次のとおり告示する。

なお、こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に万全を期すため、特例として増殖方法及び目標数量を掲げない。

令和2年7月21日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 勝 良

漁業権番号	漁業権者名	対象	増殖方法	目標数量
内 共 第 1 号	矢 部 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ	種 苗 放 流 移 植 放 流	70,000尾 100,000尾
		こ い	な し	な し

		ふな	種苗放流	100キログラム
		うなぎ	種苗放流	3,000尾
		やまめ	種苗放流	15,000尾
		おいかわ	種苗放流 産卵床造成	700,000尾 10カ所
		うぐい	産卵床造成	8カ所
		すっぽん	種苗放流	500尾
		かに	種苗放流	2,000尾
		えび	種苗放流	10,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒（受精卵）
内共第2号	下筑後川 漁業協同組合	こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	100キログラム
		うなぎ	種苗放流	6,000尾
		おいかわ	種苗放流	50,000尾
		すっぽん	種苗放流	500尾
		かに	種苗放流	5,000尾
		えび	種苗放流	50,000尾
	筑後川 漁業協同組合	あゆ	種苗放流 人工ふ化放流	150,000尾 30,000,000粒（受精卵）
		こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	200キログラム
		うなぎ	種苗放流	3,000尾
		おいかわ	産卵床造成	3カ所
		かに	種苗放流	3,000尾
		えび	種苗放流	5,000尾
	甘木 漁業協同組合	あゆ	種苗放流	20,000尾

		こい	なし	なし
		うなぎ	種苗放流	1,200尾
		やまめ	種苗放流	15,000尾
		おいかわ	産卵床造成	2カ所
		かに	種苗放流	4,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	5,000,000粒（受精卵）
内共第3号	下筑後川 大野島田口川 柳浜沖武端 漁業協同組合	こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	100キログラム
		うなぎ	種苗放流	6,000尾
		かに	種苗放流	3,000尾
		えび	種苗放流	20,000尾
		あゆ	種苗放流	10,000尾
内共第5号	八木山川 漁業協同組合	こい	なし	なし
		あゆ	種苗放流	15,000尾
内共第6号	京二川 漁業協同組合	こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	100キログラム
		うなぎ	種苗放流	1,200尾
		やまめ	種苗放流	2,000尾
		おいかわ	産卵床造成	1カ所
		すっぽん	種苗放流	200尾
		かに	種苗放流	2,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒（受精卵）
		あゆ	種苗放流	10,000尾
		こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	100キログラム
内共第7号	京二川 漁業協同組合	あゆ	種苗放流	10,000尾
		こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	100キログラム

		うなぎ	種苗放流	1,200尾
		やまめ	種苗放流	2,000尾
		おいかわ	産卵床造成	1カ所
		すっぽん	種苗放流	200尾
		かに	種苗放流	2,000尾
内 共 第 8 号	岩 岳 川 漁 業 協 同 組 合	あゆ	種苗放流	20,000尾
		こい	なし	なし
		あまご	種苗放流	1,000尾
		おいかわ	産卵床造成	3カ所
内 共 第 9 号	犬 山 漁 業 協 同 組 合	こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	100キログラム
		おいかわ	産卵床造成	1カ所
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒（受精卵）

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第572号の3

令和2年7月3日から大雨による災害に関し、令和2年7月6日から久留米市の区域において災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定による救助を開始したので、福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）第3条の規定により告示する。

令和2年7月8日

福岡県知事 小 川 洋